

令和7年5月30日

三重県知事 殿

郵便

三重県名張市夏見3260番地の1
医療法人 (社団) 寺
理事長 寺田 紀彦
電話 0595 (63)

9001

決 算 届

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの決算を終了したので、

医療法第52条第1項の規定により届出します。



事 業 報 告 書
(自 令和6年4月1日 至 令和 7年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人(社団) 寺田病院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県名張市夏見3260番地1
- (3) 設立認可年月日 昭和55年3月19日
- (4) 設立登記年月日 昭和55年3月26日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード または介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病 院	医療法人寺田病院	2411305036	三重県名張市夏見3260番地1	一般病床 55床 療養病床 40床 [医療保険病床 95床]
介護医療院	医療法人寺田病院 介護医療院	24B1300019	三重県名張市夏見3260番地1	入所定員 40名
通所リハビリ テーション	寺田病院通所 リハビリテーション 「てらだ」	2411305036	三重県名張市夏見3260番地1	通所定員 35名

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 ①訪問看護事業 ②訪問介護事業 ③通所介護事業	三重県名張市夏見3260番地1	

2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	三重県名張市夏見3260番地1	
3) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 ①介護予防訪問看護事業	三重県名張市夏見3260番地1	
4) 介護保険法に基づく介護予防支援事業の委託事業	三重県名張市夏見3260番地1	
5) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ①小規模多機能型居宅介護事業 ②地域密着型通所介護事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
6) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 ①介護予防小規模多機能型居宅介護事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
7) 介護保険法に基づく第一号通所介護	三重県名張市夏見3260番地1	
8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく障害福祉サービス事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に基づく地域生活支援事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく特定相談支援事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく一般相談支援事業	三重県名張市夏見3260番地1	
12) 道路運送法第79条の規定による自家用有償旅客 運送等事業	三重県名張市夏見3260番地1 三重県名張市美旗中村2327番地	

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項

令和 6年 5月30日 定時社員総会 令和5年度事業報告並びに決算承認の件
 理事、監事の選任
 議事録署名人選任

令和 6年 5月31日 理事会 理事長、常務理事の選任

令和 6年 6月 7日 理事会 経営会議 職員賞与の決定

令和 6年 9月26日 理事会 経営会議 前期収支報告

令和 7年 3月31日 定時社員総会 令和7年度事業計画及び予算承認の件
 令和7年度 役員報酬の決定
 議事録署名人選任

法人名 医療法人(社団) 寺田病院
所在地 名張市夏見3 2 6 0 番地の1

※医療法人整理番号

			A	4	3
--	--	--	---	---	---

財 産 目 録
(令和 7年 3月31日現在)

1. 資	産	額	4,486,668	千円
2. 負	債	額	3,274,180	千円
3. 純	資 産	額	1,212,488	千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	982,704
B 固 定 資 産	3,503,963
C 資 産 合 計 (A + B)	4,486,668
D 負 債 合 計	3,274,180
E 純 資 産 (C - D)	1,212,488

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人(社団)寺田病院

※医療法人整理番号

A 4 3

所在地 三重県名張市夏見3260番地の1

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	982,704	I 流 動 負 債	215,495
現 金 及 び 預 金	638,720	買 掛 金	15,711
医 業 未 収 金	307,951	未 払 金	20,249
医 薬 品	6,341	短 期 借 入 金	150,000
診 療 材 料	16,347	預 り 金	25,252
給 食 材 料	668	未 払 法 人 税 等	72
貯 蔵 品	6,172	未 払 消 費 税	4,210
前 渡 金	360	II 固 定 負 債	3,058,684
前 払 費 用	45	長 期 借 入 金	3,037,640
未 収 入 金	1,656	リ ー ス 債 務	21,044
立 替 金	6,287	負 債 合 計	3,274,180
貸 倒 引 当 金	△1,849	純 資 産 の 部	
II 固 定 資 産	3,503,963	科 目	金 額
1 有 形 固 定 資 産	3,056,941	I 積 立 金	1,212,488
建 物	2,289,147	設 立 等 積 立 金	1,950,746
構 築 物	120,886	繰 越 利 益 積 立 金	△738,257
機 械 装 置	108,967		
器 具 備 品	52,968		
車 両	2,813		
一 括 償 却 資 産	1,308		
リ ー ス 資 産	20,708		
土 地	460,142		
2 無 形 固 定 資 産	52,723		
借 地 権	18,702		
加 入 権	9,642		
ソ フ ト ウ ェ ア	11,985		
リ ー ス 資 産	12,392		
3 そ の 他 の 資 産	394,298		
有 価 証 券	15,200		
差 入 保 証 金	270		
生 命 保 険 積 立 金	72,197		
長 期 前 払 費 用	188,634		
繰 延 消 費 税	117,995		
資 産 合 計	4,486,668	純 資 産 合 計	1,212,488
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,486,668

様式 4 - 1

法人名 医療法人(社団) 寺田病院
所在地 三重県名張市夏見 3 2 6 0 番地の 1

※医療法人整理番号

		A	4	3
--	--	---	---	---

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,794,887
2 事業費用		1,766,025
本来業務事業利益		28,861
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		345,971
2 事業費用		339,087
附帯業務事業利益		6,883
事業利益		35,745
II 事業外収益		
受取利息	526	
その他の事業外収益	25,393	25,920
III 事業外費用		
支払利息	20,791	
その他の事業外費用	806	21,598
経常利益		40,067
IV 特別利益		
固定資産売却益	18	
その他の特別利益		18
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	13,661	13,661
税引前当期純利益		26,424
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額		72
当期純利益		26,352

監 事 監 査 報 告 書

医療法人（社団）寺田病院

理事長 寺田 紀彦 殿

私は、医療法人（社団）寺田病院の令和 6 会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 5 月 29 日
医療法人（社団）寺田病院
監 事 内 藤 克